

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		地下水の採取の許可の取消し
根拠条例・規則名		さいたま市生活環境の保全に関する条例
条 項		第 9 7 条
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課 (電話 : 048-829-1331)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)	さいたま市生活環境の保全に関する条例第 9 7 条各号の いずれかに該当する場合において、情状が特に重いとき又 は同条の規定による停止命令に従わないとき。
	設定等年月日	平成 21 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		